

議案第 96 号

石垣市生乳加工処理施設指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- | | |
|-----------------|--|
| 1 公 の 施 設 の 名 称 | 石垣市生乳加工処理施設 |
| 2 指定管理者となる団体 | 石垣市字登野城 2241 番地 1
石垣島乳業協業組合
代表理事 宮良 高仁 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで |

令和 7 年 12 月 1 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。
これが、この議案を提出する理由である。